

キュービクル式変電設備等の基準（昭和50年10月1日東京消防庁告示第11号）新旧対照表

改正後	改正前
火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号。以下「条例」という。）第11条第4項（条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項並びに第13条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づくキュービクル式の変電設備、発電設備及び蓄電池設備（以下「キュービクル式変電設備等」という。）について条例で定める位置、構造及び管理の基準によらなくとも火災予防上支障ないものとして、消防総監が認める基準は、次のとおりとする。 1 キュービクル式変電設備等の設置位置は、次によること。 〔(1)・(2) 現行のとおり〕 (3) コンクリート等不燃性の材料で造った堅固な<u>床、壁、柱等又は地盤面上</u>に設けること。 〔(4) 現行のとおり〕 2 〔現行のとおり〕 〔(1)・(2) 現行のとおり〕 (3) キュービクル式の蓄電池設備 〔ア～エ 現行のとおり〕 オ キュービクル式の蓄電池設備には、(1)、エ（(イ)を除く。）に準ずる換気装置が設けられているほか、自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、蓄電池及び(3)、ウ、(ウ)の変圧器を収納する部分にあっては当該面の面積の三分の一以下、充電装置等を収納する部分にあっては、当該面の面積の三分の二以下<u>であること。ただし、換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあっては、この限りでない。</u> 3 〔現行のとおり〕	火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号。以下「条例」という。）第11条第4項（条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項並びに第13条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づくキュービクル式の変電設備、発電設備及び蓄電池設備（以下「キュービクル式変電設備等」という。）について条例で定める位置、構造及び管理の基準によらなくとも火災予防上支障ないものとして、消防総監が認める基準は、次のとおりとする。 1 キュービクル式変電設備等の設置位置は、次によること。 〔(1)・(2) 同左〕 (3) コンクリート等不燃性の材料で造った堅固な<u>床又は地盤面上</u>に設けること。 〔(4) 同左〕 2 〔同左〕 〔(1)・(2) 同左〕 (3) 〔同左〕 〔ア～エ 同左〕 オ キュービクル式の蓄電池設備には、(1)、エ（(イ)を除く。）に準ずる換気装置が設けられているほか、自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面について、蓄電池及び(3)、ウ、(ウ)の変圧器を収納する部分にあっては当該面の面積の三分の一以下、充電装置等を収納する部分にあっては、当該面の面積の三分の二以下<u>であること。</u> 3 〔同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	